

(案)

様式第1－1（日本産業規格A列4番）

名ま公第 号
令和6年6月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	名護市
住 所	名護市港一丁目1番1号
代表者氏名	名護市長 渡具知 武豊

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

(案)

令和6年6月 日

(名称) 名護市地域公共交通協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

名護市においては、本島中南部へ通じる唯一の幹線交通であるバスを軸に、市域内に広範に路線バス、乗合タクシーにより構成される公共交通機関網が広がっている。これらの公共交通については、県立北部病院や名護十字路等が当市民の日常生活機能を担う中で、車を運転できない高齢者等を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能している。

しかしながら、自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、大型商業施設等が市街地郊外へ立地してきているが、中心市街地周辺では、公共交通空白・不便地域が存在し、国道58号名護バイパスには市域内を運行している路線バスを利用して行くことができないなど、住民に不便を強いている状況にある。

このため、地域公共交通確保維持事業により、市街地周辺を循環する路線により移動する手段を確保することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標**

令和6年度～令和8年度

○市街地コミュニティバスの平均乗車密度：1.0人/日・km

(令和3年度実証実験時：0.7人/日・km)

○路線バス等の公共交通に対する満足度を40%以上とする。(平成29年度時：36%)

(名護市地域公共交通計画 P63、64 参照)

(2) 事業の効果

新規路線（循環線）を導入することにより、当該地域の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・本路線のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成・市内全戸配布（名護市）
- ・公共交通の利用促進を図るため、シンポジウム、イベント、啓発活動を実施する（沖縄県、名護市、事業者）

(名護市地域公共交通計画 P69、71、76 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

別添の表1のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

名護市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法	
株式会社琉球バス交通	
7. 別表1の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>	
※該当なし	
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>	
※該当なし	
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>	
※該当なし	
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>	
別添の表5のとおり。	
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	
※該当なし	
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	
(1) 事業の目標	
※該当なし	
(2) 事業の効果	
※該当なし	
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	
※該当なし	

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・令和3年7月20日（第1回）協議会設立、規約の制定、副会長・監査委員の選任、財務規程及び事務局規程の制定、令和3年度予算、名護市地域公共交通計画作成の進め方、コミュニティバス実証実験について承認
- ・令和3年8月31日（第2回）名護市地域公共交通計画策定の骨子について、地域公共交通計画作成の現況調査・分析手法について、コミュニティバス実証実験について、久志地域公共交通実証実験事業について承認
- ・令和3年11月16日（第3回）コミュニティバス実証実験利用実績について、各ニーズ調査の回答状況及び回答結果について承認
- ・令和4年2月8日（第4回）名護市地域公共交通計画（案）について協議
- ・令和4年3月24日（第5回）名護市地域公共交通計画について承認
- ・令和4年6月30日（第1回）決算承認、規約改正、財務規程改正、R4事業計画について承認
- ・令和4年8月3日（第2回）コミュニティバス実証実験、名護市地域公共交通計画の施策展開について承認
- ・令和4年12月2日（第3回）アンケート・OD調査について、コミュニティバス愛称募集と選定方法について、キャッシュレスシステムの導入について承認
- ・令和5年3月24日（第4回）名護市コミュニティバス運行ルート及び運賃設定の考え方について承認
- ・令和5年6月6日（第1回）R4予算決算、R5予算、R5事業計画、名護市街地周辺（循環線）及び二見以北地域（二見以北線）コミュニティバスの運行について、地域内フィーダー系統確保維持計画届出書
- ・令和5年8月16日（第2回）アンケート・OD調査・利用者実績把握方法について
利用者アンケート・地域住民アンケート
- ・令和5年11月21日（第3回）コミュニティバス（なご丸）二見以北線実証実験について
- ・令和6年3月28日（第4回）コミュニティバス（なご丸）循環線・二見以北線（実証実験）運行期間の延長について
名護市地域公共交通計画の更新について
- ・令和6年6月7日（第1回）R5予算決算、R6予算、R6事業計画、
コミュニティバス（なご丸）循環線本格運行について
地域内フィーダー系統確保維持計画届出書

19. 利用者等の意見の反映状況

コミュニティバスの実証実験期間中に、市民を対象としたアンケート調査、コミュニティバス利用者へのアンケート調査を実施し、意見を募集した。アンケート調査の結果、路線バスが通っていない地域へ行くことのできるルートであったり、買い物ができる施設をルートに含んでほしいとの意見が多かったことから、そちらに重点を置いた計画とした。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 名護市港二丁目1番1号

(所 属) 建設部 まちなか再開発・公共交通課

(氏 名) 伊波 謙太

(電 話) 0980-54-1313

(e-mail) kenta-i@city.nago.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該当する要件 (別表7・	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件 (別表7のみ)
名護市	株式会社琉球バス交通	(1) 循環線	名護バスター ミナル	名護地区	名護バスター ミナル	往10.5km 復10.5km	365日	5,840回		路線定期運行	②(1)	名護バスター ミナルで補助対象地域間幹線系統 名護東線と接続	①
		(2)				往 km 復 km							
		(3)				往 km 復 km	日	回					
		(4)				往 km 復 km	日	回					
		(5)				往 km 復 km	日	回					

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	名護市
-------	-----

(単位:人)	
	人口
人口集中地区以外	31,381
交通不便地域等	63,554

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
63,554	名護市全域	沖縄振興特別措置法第3条第1号

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客連送サービス継続実施計画の策定期月日及び

特例適用開始年度

計画名	策定期月日	特例適用開始年度
名護市地域公共交通計画	令和4年3月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7(ハ④)に基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客連送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全県が交通不便地域等となる場合には省略可)